



条例制定の趣旨

愛媛県は、多島美を誇る瀬戸内海やリアス式海岸の宇和海、西日本最高峰の石鎚山など、私たちに様々な恩恵や安らぎをもたらしてくれる、多様かつ本県固有の豊かな自然に恵まれ、温暖な気候の下、多様な野生動植物が生息・生育しています。

しかし、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など人間活動が直接与える影響をはじめ、過疎化や第一次産業の衰退に伴う里地里山の荒廃など身近な自然環境の劣化、移入生物・外来生物の影響等により、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕しており、平成15年3月に策定した「愛媛県レッドデータブック」には、1,342種が絶滅のおそれがある種として掲載されています。

このため、県では、野生動植物を保護し、生物多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことを目的として、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を平成20年3月に制定しました。



条例の主な内容

「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」では、県内に生息・生育する野生動植物を県民みんなで守っていくとともに、その中でも特に保護を図る必要があるものを「特定希少野生動植物」として指定し、捕獲や採取などを規制することで、野生動植物の多様性の保全を図ることにしています。

特定希少野生動植物の捕獲等の禁止

特定希少野生動植物に指定された野生動植物を捕獲したり、採取したり、傷付けたりしてはいけません。学術研究などの目的で捕獲等を行う場合には、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。



特定希少野生動植物保護区の指定

特定希少野生動植物の生息・生育地やその周辺の区域で特定希少野生動植物の保護のため重要と認められるものを特定希少野生動植物保護区として指定し、建物を建てたり、宅地を造成したりするなどの開発行為を行う場合は、許可や届出が必要です。



罰則

特定希少野生動植物を違法に捕獲・採取した場合や保護区の区域内で許可を受けずに禁止されている開発行為などをした場合などは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の処罰の対象となることがあります。

